

税源移譲で税の負担が増えないための

住宅ローン控除や 所得変動の軽減措置が あります

申告は
忘れずに



市・道民税と所得税の税率を変更する税源移譲が今年実施されましたが、これに伴い、税の負担が増えないための軽減措置をお知らせします。

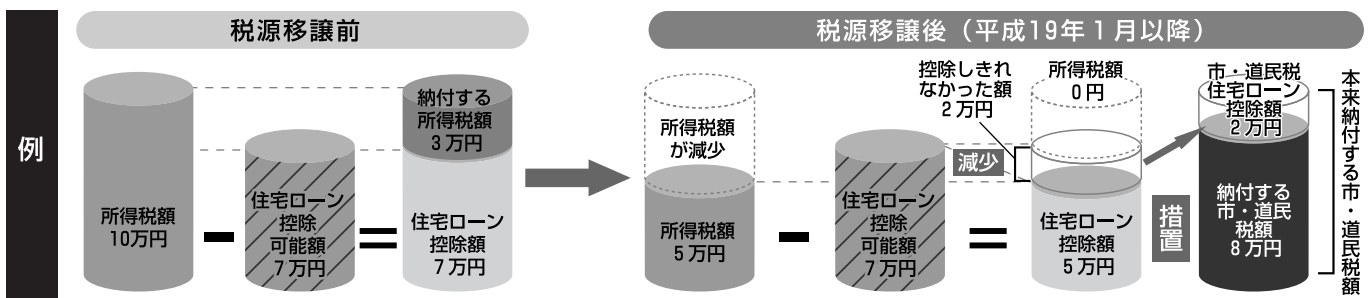
申告期限

平成20年
3月17日
まで

住宅ローン減税の調整

所得税額から住宅ローン控除可能額で控除しきれなかった額を、市・道民税額から控除します。

対象 平成18年までに入居し、住宅ローンを利用している人で、税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より多く、控除しきれなくなった人。
(平成20年1月1日に住民登録している市町村へ申告を)



申告期間

平成20年
7月1日
～31日

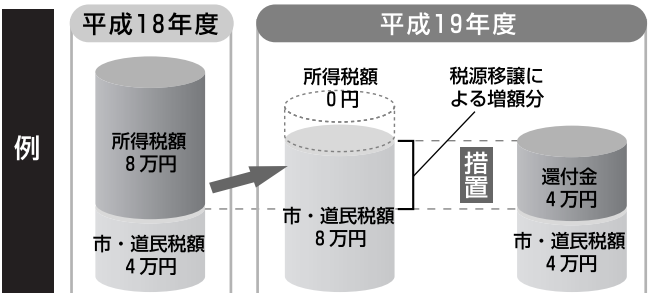
所得税が0円になった人が対象 所得変動による軽減措置

平成19年中の所得が大きく減り、所得税がからなくなった場合、平成19年度分の市・道民税（平成18年中の所得で計算）の増額分を、平成19年分の所得税の減額分で調整することができなくなってしまいます。

このため、平成19年度分の市・道民税を、移譲前の市・道民税相当額まで減額する軽減措置があります。

(平成19年1月1日に住民登録していた市町村へ申告を)

※この他、損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が新設されました。詳細は課税課市民税係へ。



※税源移譲で、市・道民税額が増え、所得税額が減りますが、移譲前後で合計負担額は変わりません。しかし、所得税額が0円となった場合、市・道民税額だけが増えることから負担額は増えます。そのため、平成18年度と平成19年度の市・道民税の差額を返還します。

インターネットで
所得税の確定申告すると
5千円が控除されます
インターネットを利用した、e-Tax（国税電子申告・納税システム）で所得税の確定申告をすると、平成19年分の所得税の額から、5千円を控除します。

申告期限は、平成20年1月4日から3月17日まで。
用意する物 電子証明書



電子証明書は
市役所サービスセンターで
発行しています（16時まで受け付け）
用意する物 住民基本台帳カード（住基カード）、運転免許証など写真付きの本人確認できる公的証明書（写真付きの住基カードをお持ちの人は公的証明書は必要ありません）、手数料500円

住基カードの取得方法
用意する物 印鑑、手数料500円

※写真付きの住基カードを申請する場合、6か月以内に撮影した写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）が必要。

※官公署発行の写真付き身分証明書を提示すると、申請当日に交付できます。（15時までに市役所サービスセンターで受け付け）

《詳細》

住宅ローン控除や軽減措置…課税課市民税係 ☎252294

e-Tax…室蘭税務署 ☎224151

電子証明書・住基カード…市役所サービスセンター ☎252416